奈良県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、奈良市都市整備部都市計画課及び生駒市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　変更に係る都市計画の名称及び種類

大和都市計画用途地域

二　変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び二名町並びに生駒市鹿畑町の各一部